



# 新潟県報

発行 新潟県

第 65 号

平成28年8月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

### 告 示

- 901 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 902 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 903 公共測量の実施通知（監理課）
- 904 公共測量の実施通知（監理課）
- 905 公共測量の実施通知（監理課）

### 公 告

特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

### 病院局管理規程

- 12 新潟県病院局公益的法人等派遣職員の給与に関する規程（病院局総務課）

## 告 示

### ◎新潟県告示第901号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、佐渡市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成28年8月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月26日（月）	午後2時から4時まで	デイサービスセンターかんぞう	佐渡市全域
9月27日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	両津総合体育館	
9月28日（水）	午前9時から正午まで	佐渡市役所真野行政サービスセンター	
	午後2時から4時まで		
9月29日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
9月30日（金）	午前9時から11時30分まで	新穂体育館	
10月3日（月）	午後1時30分から4時まで	金井西部地区コミュニティセンター	
10月4日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	相川体育館	
10月5日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	佐和田体育館	
10月6日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	羽茂農村環境改善センター	

10月 7 日 (金)	午前 9 時から10時30分まで	相川自然休養村管理センター	
10月11日 (火)	午後 1 時30分から 4 時まで	畑野母子健康センター	
10月12日 (水)	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで	旧南佐渡消防署小木分遣所	
10月13日 (木)	午前 9 時から11時30分まで	松ヶ崎総合センター	
	午後 1 時30分から 4 時まで	赤泊総合文化会館	
10月14日 (金)	午前 9 時から11時30分まで	佐和田体育館	
10月17日から平成29年 3 月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、平成29年 1 月 2 日、1 月 3 日を除く。	午前 9 時30分から正午まで 午後 1 時から 3 時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項に規定する特定計量器

## 3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

## ◎新潟県告示第902号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3 第 1 項の規定により、妙高市の一部を受益地域とする県営川上地区農業用排水施設整備（中山間地域総合農地防災）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8 月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成 28 年 8 月 24 日から平成 28 年 9 月 21 日まで

## 3 縦覧に供する場所

妙高市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第903号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年8月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（管内図修正）
- 2 作業期間 平成28年6月30日から平成29年1月31日まで
- 3 作業地域 三条市の一部

#### ◎新潟県告示第904号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県（柏崎地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年8月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（経営体（面的集積型）事業 善根地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成28年8月15日から平成29年3月7日まで
- 3 作業地域 柏崎市大字善根ほか地内

#### ◎新潟県告示第905号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県（柏崎地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年8月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 西山内郷地区「伊毛換地区」 確定測量）
- 2 作業期間 平成28年8月15日から平成29年3月7日まで
- 3 作業地域 柏崎市西山町伊毛ほか地内

## 公 告

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量  
免許台帳ファイリング装置賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課調度係  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年7月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
IBJL東芝リース株式会社  
東京都港区虎ノ門1丁目2番6号
- 5 契約金額  
142,948,800円
- 6 契約決定方式  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

## 病院局管理規程

**新潟県病院局管理規程第12号**

新潟県病院局公益的法人等派遣職員の給与に関する規程を次のように定める。

平成28年 8 月23日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局公益的法人等派遣職員の給与に関する規程

新潟県病院局公益的法人等派遣職員の給与に関する規程を次のように定める。

(目的)

**第1条** この規程は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定に基づき公益的法人等に派遣する新潟県病院局企業職員（以下「派遣企業職員」という。）の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣企業職員の給与)

**第2条** 派遣企業職員の給与の額及び支給方法等については、条例第4条に規定する派遣職員及び条例第5条に規定する職員派遣後職務に復帰した職員の例による。

(実施に関し必要な事項)

**第3条** この規程の実施に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。